

会 議 概 要 報 告

1. 会議の名称	第1回潟上市上下水道事業経営審議会
2. 開催日時及び場所	令和5年4月5日(水) 午後1時30分～午後3時23分 潟上市役所 3階 第1・2会議室
3. 委員等の人数	委員10人
4. 出席委員等の人数	委員10人
5. 議題	(1) 会長、副会長の選出 (2) 審議会について (3) 水道・下水道事業の概要について
6. 傍聴者の数	0人
7. 会議資料の名称	・会議次第 ・潟上市上下水道事業経営審議会設置条例 ・諮問書 ・事前配付資料 ・当日配付資料
<p>【会議要旨】</p> <p>(1) 会長、副会長を選任</p> <p>(2) 審議会の議事録は順番制で2名の確認者が確認することを決定した。</p> <p>(3) 水道事業と下水道事業の現状を事務局が説明し、質疑応答を行った。</p>	
<p>【会議録】</p> <p>開会</p> <p>1. 委嘱状交付 (市長不在により副市長が全委員に委嘱状を交付)</p> <p>2. 副市長あいさつ</p> <p>3. 会長・副会長の選任 (委員の互選により会長・副会長を選任) ・会長に白木智昭委員、副会長に畠山時夫委員が就任した。</p> <p>4. 会長あいさつ</p> <p>5. 議事 ◇ 議事 (1)審議会について ①審議会の位置づけ (事務局説明)</p>	

【審議会の設置根拠】

- ・審議会の設置根拠は潟上市上下水道事業経営審議会設置条例第1条による。

【諮問事項】

- ・適切な上下水道料金及び料金体系並びに料金改定時期。

【審議会の公開】

- ・審議会は原則、公開。
- ・議事録を条例第8条により事務局が作成する。

◇ 議事 (1) 審議会について ② 審議会の進め方
(事務局説明)

【審議会の進め方】

- ・今回を含め5回程度の開催を想定。
- ・第1回は水道・下水道事業の概要の説明。
- ・第2回は水道事業の経営の状況と課題、料金算定方法に関する説明と質疑(予定)。
- ・第3回は下水道事業の経営の状況と課題、料金算定方法に関する説明と質疑(予定)。
- ・第4回・第5回は水道料金及び下水道使用料の改定、料金体系、料金改定の時期についての検討(予定)。
- ・市への答申は9月頃を予定している。

【審議の流れ】

- ・上下水道事業の現状と課題、今後の更新計画と財政見通しについて事務局から説明。
- ・上下水道事業を安定的に経営していくために適切な料金の算定・検討の審議。
- ・算定した料金に基づき、料金体系や時期を決定。

◇ 議事 (2) 水道・下水道事業の概要説明
(事務局説明)

【水道事業の概要について(事前配付資料1ページ及び2ページ)】

- ・潟上市の水道事業は市内全域を給水しておらず、飯塚地区の約460件は井川町の給水区域。天王地区の一部及び江川地区は水道未普及地域。
- ・現在、浄水場は6か所あり、そのうちの2か所を統合した新浄水場の整備を令和4年度に着手し、令和5年度の完成を目指している。
- ・ほかの水道施設等も老朽化が進んでいるため、令和4年度に新水道ビジョンを策定し、水道事業の将来について中長期的な視点で予測・推計を行った。今後は、計画的な施設の更新が必要となる。

【業務量について(事前配付資料1ページ)】

- ・前年度比で、給水戸数、人数は増加しているが、有収水量は減少している。この8年で世帯は約5%増、人口は約5.6%減となっている。

・給水原価（1 m³当たりの水を作るための費用の原価）は増加し、供給単価（1 m³当たりの水から得られる収入の単価）は横ばいとなっている。令和3年度は原価割れを起こしている。

【経営の状況について（事前配付資料1ページ）】

- ・事業収益は、年々減少する見込みで、令和5年度では水道料金収入は年間4%減少となっている。
- ・事業費用は、維持管理費のうち動力費（電気代）が増加する見込み。借入金利息（企業債と呼ばれる借金の利息）も令和4年度に新浄水場の整備のため借入れしたため令和5年度は増加している。
- ・事業収益と事業費用の差は、令和3年度までは黒字だが、令和4年度予算以降は赤字となっている。
- ・投資や施設整備に係る収支では、財源不足となっている。不足分は企業内の留保資金を充てている。

【現行の水道料金について（事前配布資料3ページ）】

・潟上市では用途別の料金体系を採用しているが、使用形態が多様化し、用途の認定が難しくなっている。全国的には、口径別の料金体系に変える傾向がある。

【水道の使用件数・使用水量・料金の推移（事前配布資料4ページ）】

・使用件数は年々増加しているが、使用水量は年々減少している。これに伴い、水道料金も減少の傾向がある。

【更新需要について（事前配布資料5ページ）】

- ・新水道ビジョン（水道事業の理想像や施設整備、事業運営の方向性を示したマスタープラン）では40年分の更新費用を積算した。更新時期を迎えた水道施設すべてを更新する場合、毎年の更新費用は約7億円、基幹的施設・基幹管路のみを更新した場合、毎年の更新費用は約5億円となる。2054年以降は約3億円となる。
- ・更新工事を先延ばしにした場合、施設の損傷や設備の故障、漏水などによる断水の発生が想定される。

【県内の水道料金の比較について（事前配布資料10ページ）】

- ・13市のうち、口径別を採用しているのは8市。潟上市と同じ用途別を採用しているのは男鹿南秋地区が多い。
- ・口径20mmで月に20 m³を使用した場合の水道料金は25市町村中11番目に高く、13市の中では8番目に高い。

○A委員

現金以外の収入とはどのようなものですか。

●事務局

資産を取得するための補助金等（長期前受金）を、その資産の減価償却費に充てるために後年度に回します。現金は入ってこないのですが帳簿上収入として扱います。

○会長

事前配布資料1ページに全体のお話しが要約されています。令和3年度の給水原価と供給単価を見ると原価割れしてして赤字になっている。施設・設備の耐用年数がきて今後更新費用が年間何億円とかかかっていく。こうした状況から料金を改定したいということです。

○B委員

普及率が90%となっています。100%にならない理由と、今後の整備計画があれば教えてください。

●事務局

給水区域の人口に対して水道に接続している方の割合が90%です。潟上市では地下水で生活している方もいるため100%にするのは難しいです。

○B委員

地下水で生活している方がいるのは天王地区の一部ですか。

●事務局

天王地区の一部と昭和地区の一部です。

○C委員

給水原価が上がっていますが、これは光熱費、電気代の値上げによるものでしょうか。令和4年度、令和5年度ではもっと上がるということですか。

●事務局

令和3年度はまだ電気代の高騰が反映されておりません。令和4年度の決算で反映される見込みです。

○D委員

令和3年度の普及率が90%で前年対比3ポイント増加していますが、有収率は2.1ポイント減少している。有収率とはどのようなものですか。

●事務局

浄水場からの水量と、水道料金をいただくための水の量の割合です。

○D委員

水道料金の未納の金額はどの程度ありますか。

●事務局

徴収不能となる金額は毎年 50 万円から 100 万円の間です。これは水道料金収入全体の 0.1%～0.2%程度です。

○C委員

水道はライフラインですので、電気・ガスと比べると 1 番最後に止められる、半年程度は待ってもらえるというイメージがありますが、徴収の仕方はどのようになっていますか。半年待ってから督促を出すのでしょうか。

●事務局

水道料金には納期限があり、納期限から 1 か月が経った時点で督促状、そのあとまた 1 か月が経った時点で催告状を送り、ここまでの流れで反応がない方、約束通りに納められていない方に対しては給水停止をするという流れとなっています。半年ではなくもっと早いタイミングで連絡をしていることになります。

○B委員

有収率というのは料金の滞納とは関係がないということですか。また、料金の徴収対象になった水の率が有収率ということですか。

●事務局

そのとおりです。

○B委員

給水水量と有収水量が違うのは漏水等によるもので、それが有収率が下がる原因ということですか。

●事務局

そのとおりです。

(事務局説明)

【下水道事業の概要について（事前配付資料 6 ページ）】

- ・ 公共下水道事業計画区域の整備は概ね完了している。令和 3 年度末現在の下水道普及率は 97.8%。
- ・ 県が管理する最終処理場で下水の処理をしている。市で管理している処理場はない。
- ・ 下水道は施設が新しいため喫緊の施設改良等の計画はない。

【業務量について（事前配付資料 6 ページ及び当日配付資料 17 ページ）】

- ・ 汚水処理原価（1 m³当たりの水を処理するための費用の原価）と、使用料単価（1 m³当たりの水を処理するための利用者負担の単価）について、令和 3 年度は原価割れを起こしている。
- ・ 現在、下水道事業では損失を補填するために、市から繰入金をもたらしているが、このことは下水道を使用していない市民への負担となっている。

【経営の状況について（事前配付資料 6 ページ）】

- ・ 企業債が建設改良費を上回っており、借金を返済するために企業債を借りている状態。
- ・ 投資や施設整備に係る収支では、財源は不足となっており、企業内の留保資金を充てて補填している。留保資金の主なものは減価償却費。

【下水道使用料体系について

（事前配付資料 8 ページ及び当日配付資料 5・9～11 ページ）】

- ・ 潟上市の下水道使用料体系の特徴は次のとおり。
 - (1) 二部使用料制。基本使用料と従量使用料の二部構成。
 - (2) 基本水量制。使用水量 10 m³までは基本使用料（1,320 円）。
 - (3) 累進使用料制。使用水量が多くなるほど 1 m³当たりの使用料単価が高く算定される。
 - (4) 用途別使用料制。公衆浴場・プールの汚水の従量使用料は一般家庭よりも低く設定されている。
- ・ 基本水量制については、廃止する自治体が多い傾向にある。
- ・ 今後、10 m³以内の小口使用者の増加が見込まれる。

【下水道使用水量の算出方法について（当日配付資料 11～12 ページ及び別紙）】

- ・ 水道水と地下水を併用している場合の現在の算定方法を説明。

○会長

こちら概要は事前配布資料 6 ページのとおりです。汚水処理原価と使用料単価が逆転して原価割れを起こしている。赤字を補填するために税金を投入している。料金体系については、現在の世帯構成に馴染まないところがあるので、基本水量の上限 10 m³を低い形にすることを考える必要がある。こうしたことを踏まえ、ある程度の単価の引き上げが必要になるというお話でした。

次回以降は、さらに詳しいお話と、どうしてそうなるのか、市としてはどういう方向を

目指したいかについて説明していただくことになると思います。

ただいまのご説明について、ご質問や確認したいことはございますか。

○A委員

地下水のみを使用している家庭や水道水と地下水を併用している家庭の比率はどうなっていますか。

●事務局

概算ですが1,000戸以上あります。

○会長

本日の趣旨は潟上市の水道・下水道事業の概要をご理解いただくということでした。

質問については次回以降もお受けしたいと思います。次回以降の審議会では議論をしていただくようにして参りたいと思います。

(次回のスケジュールを決定)

- ・次回審議会の開催は、5月17日10時とする。

(議事録確認者2名を決定)

- ・名簿順とする。

閉会